**平成２５年（フ）第２５号**
愛知県豊橋市杉山町字孝仁35番地24　103、開始決定時の住所愛知県田原市神戸町新大坪219番地５
破産者　飯田　芳久
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２５年（フ）第３１１３号**
大阪府東大阪市中新開２丁目13番３号　サンビレッジ東大阪102号、開始決定時の住所大阪府東大阪市玉串町東３丁目２番31号
破産者　きむらやこと　木村　光晴
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３２３２号**
大阪市阿倍野区北畠３丁目５番２―201号、事業所所在地大阪市西成区天下茶屋３―７―10
破産者　ひかり理容院こと　西　　鉄男
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３９３０号**
大阪府吹田市泉町４丁目19番７号、前住所兵庫県宝塚市長寿ガ丘８番１号
破産者　嶋本　　勲
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４０１８号**
大阪府八尾市桜ヶ丘３丁目101番地　桜ヶ丘レジデンス403号
破産者　松前美代子こと　李　　美順
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４１２４号**
大阪府松原市天美西２丁目８番２号
破産者　清山　勇直
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４７１３号**
兵庫県川西市水明台４丁目５番地の39
破産者　濱田　　聡
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４８１８号**
大阪府豊中市庄本町４丁目５番４号
破産者　宮谷　昌伸
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４８６３号**
大阪市城東区関目５丁目14番24号　202
破産者　辻田　伸至
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４８７５号**
堺市西区鳳南町５丁551番地
破産者　奥野　　豊
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５０９４号**
大阪市東淀川区上新庄３丁目21番15号　上新庄ハイツ301号
破産者　和田　成俊
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５０９５号**
大阪市東淀川区上新庄３丁目21番15号　上新庄ハイツ301号
破産者　和田千恵子
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５１６０号**
大阪市城東区古市３丁目８番７―303号
破産者　児玉さよこ
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５１６１号**
大阪市城東区古市３丁目８番７―303号
破産者　ＫＤＭサービスこと　児玉　勝章
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５２８５号**
大阪府池田市神田１丁目25番23号
破産者　名部　　勝
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５２８７号**
大阪府池田市神田１丁目25番23号
破産者　名部智恵子
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５３５２号**
京都府宇治市木幡金草原27番地の４
破産者　細谷　貴子
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５４４８号**
大阪府箕面市小野原東３丁目９番５号　Ｔ・アブニール203号室、開始決定時大阪府吹田市古江台２丁目６番１号
破産者　濱崎　宏真
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５５６３号**
大阪市西成区天下茶屋北２丁目１番14号　ライフ天下茶屋北２階
破産者　森岡　章彦
1　決定年月日　平成26年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部